7　申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）がある場合は、その計画及びその根拠

8　申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者又は広帯域移動無線アクセスシステム事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）がある場合は、その計画及びその根拠

九　申請者の条件に関する事項

別表第二の十の要件を満たすことを示す旨（注五）（注六）

十　一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠

注一　申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の当該計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類等を添付すること。

二　法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。

三　個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

四　電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

五　申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）の氏名及び当該役員が他の法人又は団体の役員又は職員である場合は、当該法人又は団体の名称を示す書類を添付すること。

六　申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合及び別表第二の十4㈠から㈢までに掲げる者の名称を示す書類を添付すること。

別表第二　開設計画の認定の要件

一　開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。

二　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。

三　関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。

四　特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。

五　特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して五年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。

六　法令遵守のための対策、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための対策及び電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えることその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。

七　次に掲げる混信等の防止に関する計画及びその根拠を有していること。

1　既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画

2　特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に関する計画

3　第六項第十号に定める体制の整備に関する計画

八　既存事業者以外の者に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。

九　申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。

十　申請者が次に掲げる要件を満たしていること。

1　本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

2　本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。

3　申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

4　次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

㈠　申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）

㈡　法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は㈠に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の⑴及び⑵に掲げる場合における当該⑴及び⑵に定める者

⑴　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該法人若しくは団体又はその子法人等

⑵　当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の八6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合　当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人若しくは団体を除く。）

㈢　申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人若しくは団体を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の⑴及び⑵に掲げる場合における当該⑴及び⑵に定める者

⑴　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人若しくは団体を除く。）

⑵　当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の八6から8までに規定する通信を行う計画を有する場合　当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人若しくは団体を除く。）

㈣　申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体

㈤　申請者の役員の地位を兼ねる法人又は団体の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体

㈥　法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、法人又は団体の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体